

住民登録

4月1日現在

前月比
人口 73,604(=854)
〔男 35,154〕
〔女 38,450〕
世帯数 19,840(=126)

大 報

おおだて

5月号 (No. 202)

編集と発行 — 大館市役所
(電話) 2-1212
発行年月日 — 昭和49年5月1日
発行日 — 毎月1日

広報紙は、行政協力員を通じて全世帯に配布しています。届かなかったり、配布が遅いときは、総務課秘書広報係へご連絡ください。

昭和43年3月1日第3種郵便物認可(1部5円)

南小学校の青写真

教育効果を考えた新しい設計

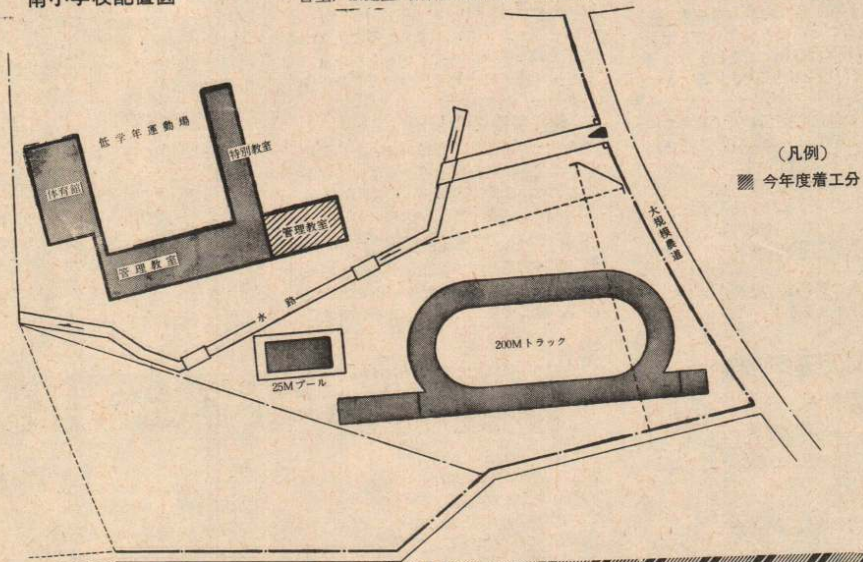


(写真) 杉沢小学校での説明会のもよう

〈新校舎の特色〉

- ◆教室
普通教室(14室)はすべて南向きで、子どもたちの健康管理面を十分考慮したこと。
- ◆プレイルーム
低学年の子どもたちの遊び場として2教室分の遊戯室を設けたこと。
- ◆配膳室
将来、給食を行なう場合を考え、配膳室を2室設けたこと。
- ◆資料室
教材に必要な資料等を保管する資料室を2室設けることにしたこと。
- ◆体育館(765㎡)
子どもたちの体育向上はもちろんであるが、将来、社会教育活動にも使用させることを考え、体育館と学校を切りはなし、体育館には専用の出入口をつけることにしたこと。
- ◆特別教室(6室)
教室の面積は90㎡と広く、いずれも準備室をつけてある。
- ◆早降口
高学年用と低学年用とにわけ、低学年の昇降時の安全を考慮したこと。
- ◆その他
相談室、児童室、会議室を設け、子どもたちの自主性を十分発揮できるようにしたこと。

南小学校配置図



90㎡の広さを持ち、どの特別室にも準備室を附随させていることさらに、1階と2階に資料室を設けた点、低学年用のプレイルーム(2教室分の広さ)を設けたことなどが大きな特色となっています。このように、すぐれた施設と充実する教育設備、加えて、自然環境の良さの中から、子どもたちの教育の向上はもちろん、子どもたちの交流の中から個性を十分にばせるためにも、統合の利点は子どもたちの将来にとってはかり知れないものがあるといわねばなりません。

ただ、通学と跡地利用の問題がまだ残っていますが、通学問題については、市としてもバス運行回数の増などに努力をしますが、多少の遠距離通学であっても、子どもの将来にとっては良い点でもあります。また、3校の跡地利用については、できるだけ地元の要望に応え、早めにその結論を地元にお伝えすることになっています。

南小学校の新築には約5億円を投ずることになりますが、市では、お金の問題を度外視し、大なる教育効果をめざし、勇断をもって統合校舎の建築をすすめることにしていますので、市民の皆さんも市の教育に対する熱意をご理解し、この事業にご協力いただければ幸いです。

昭和51年4月1日に開校することになった南小学校(真中、二井田、杉沢の3小学校の統合)の建設計画ができ、さる4月20日、3校の住民にそのあらましを説明しました。

その計画によると、南小学校の敷地面積は33,057・85㎡(約1万坪)で、この中に、鉄筋コンクリート2階建ての校舎(4,019㎡)と体育館、グラウンド、プールなどの施設が計画されており、統合発足時には、その施設完備の点では近代性を誇るすぐれた校舎になります。

南小学校建築計画は今年から3カ年計画事業としてすすめられますが、今年には校舎のうち、1,000㎡を建築するため、今年度予算に1億231万円が計上されております。そして、らい年度は、約3億を投じ、残りの校舎を全部完成させ事業最終年度の昭和51年の春々々には体育館に着工、早期完成をめざそうという計画になっています。

一方、建築設計からみた特色として、南小学校は教育上必要な施設が十分配慮されています。その特色は左記のとおりですが、中でも特別教室の視聴覚室、図書室、家庭室、音楽室、図工室、理科室は

◆資産証明等は税務課で

税務課が4月1日から、別館に移転したため、いままでは、市民課の窓口で交付していた所得証明や資産証明などは、直接、税務課で交付することになりました。
〈税務課で交付する証明は〉
資産証明、評価証明、課税証明、所得証明、無職証明、建物証明、扶養証明、営業証明、納税義務者証明、公課証明なお、納税証明は収納課(市民課のとなり)で交付しています。

児童手当 請求は早めに

児童手当の支給範囲が広がり、18歳未満の児童を3人以上養育しており、このうち、1人以上が義務教育終了前の児童に支給(月額3,000円)されるようになりました。
この支給拡大によって、新たに該当する方々がふえています。新規該当者も改めて支給の手続きが必要ですので、まだ、手続きをすませていない方がおられましたら、早めに福祉事務所へ手続きをしてください。

2歳児未満の医療費は無料です

4月1日から2歳未満の赤ちゃんの医療費を無料にすることにしましたので該当者は至急、受給者証の交付を受けてください。

◆対象者
市内に住所を有する「2歳児未満」

◆受給資格

- ①大館市に住民登録をされている乳児および外国人登録法により登録されている乳児
- ②社会保険(健康保険、国民健康保険、日雇健康保険、船員保険、共済)に

定める被扶養者

◆受給者証の交付

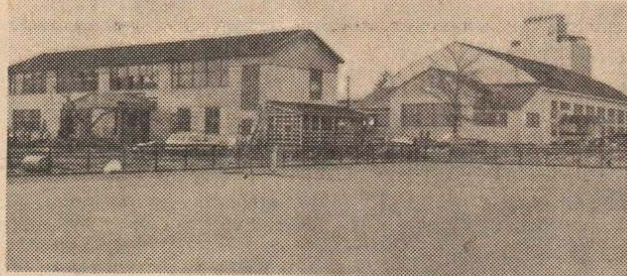
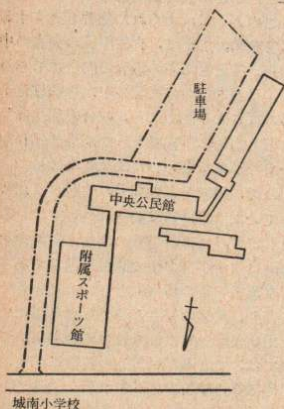
- ①お子さんが病院で診療をうける場合に発行する受給者証を見せなければ、従来どおりお金を徴収されますので、必ず受給者証の交付を受けてください。
- ②受給者証は「福祉事務所」「花矢支所」「十二所出張所」で交付しています。被保険者証、印鑑を持参のうえおいでください。

生涯教育の殿堂

中央公民館オープン間近か

中央公民館は今までの古い建物から心機一転して、かねてから予定されていた元の大館桂高等学校の後に、6月1日オープンする予定になりその準備がすすんでいます。

中央公民館配置図



今までの旧公民館では古くて狭く、市民の皆さまに色々ご不便をおかけしましたが、今度オープンすることになりました新館では、従来結婚式とか会議に利用しておりました和室は40畳、収容人員が40人程度であったのに比べ、新しい公民館には、70畳の和室があり70～80人のかたを収容することができるため、結婚式や色々な会議のため、利用者の便宜を考慮し、広いスペースをとりました。

その他、館内の施設を紹介すると

◀スポーツ館

元桂高校の体育館を一部補修したもので、バレーボール、バスケットボールなど市民の健康に、ストレス解消にご利用下さい。

◀婦人室(和室)

婦人用の集会、会合、その他、収容人員は30名位ですご利用下さい。

◀学習室

第1学習室 収容人員 100名
第2学習室 収容人員 50名

◀美術工作室

絵・彫刻・陶芸などの芸術を楽しむために設けたもので、美術資料、諸道具も整っておりますのでご利用下さい。

新しい公民館は、市民の教養と健康の場として十分その機能を発揮できるよう市でも着々とその設備を充実してゆく予定です。

なお、利用の手続きなど詳しいことは6月号でお伝えします。

人事異動(4月1日付)

～課長補佐以上～

総務課長	細田成信(職員課長)
職員課長	伊藤清治(企画室長)
市民課長	田村正六(厚生課長)
厚生課長	鎌田勝郎(水道課長)
清掃課長	牧野多門(農林課長)
農林課長	富樫政市(収納課長)
土木課長	伊藤一雄(管財課長)
管財課長	岩沢吉蔵(市民課長)
企画室長	島山勝美(企画室主査)
都市開発課長	釜谷 繁(都市開発主査)
収納課長	日景賢二(収納課補佐)
老人ホーム所長	

久保田トキエ(看護婦)
田中晴一(水道課主査)
農委・事務局長

芳賀敏夫(福祉主査)
工藤留蔵(税務課補佐)
浜松和平(農林課補佐)
山田 勲(土木課補佐)
石井景紀(管財課補佐)
福祉事務所主査

菊地 博(老人ホーム所長補佐)

花矢支所主査大川修一(教委・主査)
簡水主査 矢吹助次(病院・次長)
企画室長補佐佐藤賢次(商工課長)
収納課長補佐藤本吉雄(環境保護)
農林課長補佐田村次郎(教委)
管財課長補佐山本礼治(管財)
市民課長補佐島山長司(厚生)
土木課長補佐渡辺二郎(税務)
環境保護課長補佐

川崎誠造(財政)
市民相談室長補佐
伊藤健治郎(市相)

老人ホーム所長補佐
桜庭角雄(総務)

教委・社会教育課長補佐
伊多波浩政(市民)

教委・学校教育課長補佐
一関儀一(教委)

<市立病院(婦長以上)>
総看護婦長 武石ミチ子

(総看護婦長心得)
副総看護婦長 佐藤ユキ(副総看護婦長心得)

第4病棟婦長 斎藤キミ(婦長)
結核病棟婦長 島内ユリ(〃)
精神病棟婦長 八代久子(〃)
第5病棟婦長 越前谷良子(〃)
第6病棟婦長 田中洋子(〃)

農業機械の購入は

契約時の価格で—

農業機械の価格問題等について3月5日、県と農業機械業界とが話し合いの結果次のとおり業界との話し合いがつきましましたので、お知らせします。

1. 契約書又は正式な契約書ではないが書類等により申込みしたものについては、いずれも正式の契約とみなし、その契約時の価格で販売する。
2. 上記の契約によるもので、値上げのため契約更改したものについては、当初契約時の価格で販売する。
3. 農業機械の付属品についても、契約書に明記しているものは、当時の価格で販売する。
4. 契約した農業機械及び付属品は必ず納期まで納品する。
5. 新たな契約については、契約時の価格とする。
6. 以上のことについては、農業機械商業協同組合の販売店及び各メーカー支店、営業所に対し、この取り決めに遵守するようお伝えします。

「障害福祉年金」

今まで1級障害者でなければ障害福祉年金を受けることができませんでしたが、こんど法律が改正されたことにより2級障害者にも福祉年金が支給されることになりました。

障害の状態は、認定基準表(障害の程度)により判断していただき、該当されると思われる方は市役所市民課年金係に裁定請求の届け出をして下さい。

ただし、次のような場合は請求できません。

1. 昭和49年3月1日現在で70歳以上の人。
2. 公的年金の受給者(戦争公務による年金は除かれる)

《認定基準表》

「精神の障害」

◎精神病では精神病院に入院させる必要はないが、日常生活ができない状態にあるもの、例えば、次のような動作、判断等ができないもの。

1. 食事、用便、入浴、洗面、下着の交換など日常生活の基本的動作が部分的に可能なもの。
2. 食物の適否、刃物、火などの危険等日常生活の自己保全能力がある程度あるもの。
3. 集団的行動など社会的生活が困難なもの。
4. 庇護があり、指導された環境のもとに単純作業が可能なもの。

◎精神薄弱では、痴癡程度のものである。

「眼の障害」

万国式視力表の一番大きな文字がメガネをかけて2メートルの距離からやっと読める程度で、日常生活に非常に不便を感じるという程度の状態にあるもの。

「耳の障害」

耳もとでどなれば、そのうちの二つ三

つの声が聞こえる程度で、補聴器も効果が小さい程度の状態にあるもの。

「平衡機能の障害」

眼を閉じたままでは立ち上がることができず、眼を開いても10メートル以上まっすぐに歩くことができない程度の状態にあるもの。

「咀嚼機能の障害」

食物をかみくだく能力がないため流動食しか食べられない状態、または、口からこぼれるため手や器物などで防がなければ食べられない程度の状態にあるもの。

「音声・言語機能の障害」

囁き声・言語だけでは話をよく伝えられず、身ぶりや字を書いたりすることによって、はじめて話を伝えることができる

◎片手の全部の指を、つけ根から失なったもの。

◎片手の全部の指の完全マヒまたは関節の完全強直などで、片手の全部の指がほとんど使えない程度状態にあるもの。

「足の障害」

◎両足の全部の指を失なったもの。

◎片足の完全マヒまたは関節の完全強直などで、片足がほとんど使えない程度状態にあるもの。

◎片足を足首から上まで失なったもの。

「体幹の障害」

背骨などの障害のため、屋外では杖、松葉杖、その他の補助具の助けをかりな

2級障害者にも年金を支給

程度の状態にあるもの。

片腕の完全マヒまたは関節の完全強直などで、片腕がほとんど使えない程度状態にあるもの。

「腕の障害」

片腕の完全マヒまたは関節の完全強直などで、片腕がほとんど使えない程度状態にあるもの。

「手の指の障害」

◎両手のおや指とひとさし指、または、おや指と中指を、つけ根から失なったもの。

◎両手のおや指とひとさし指、または、おや指とひとさし指が、完全マヒまたは完全強直などで、ほとんど使えない程度状態にあるもの、例えば、両手とも指と指の間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない程度状態にあるもの。

ければ、歩くことができない程度状態にあるもの。

「結核等の内部障害」

必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で労働により収入を得ることができない程度のものである。

1. 結核性の病変や腎臓、肝臓の病変血液の病変では、安静度が三度(短時間の離床はよいがほとんど横になっている)または四度(午前・午後それぞれ安静時間をとる)の状態にあるもの。
2. 呼吸器の病変では、日常生活で階段をゆっくりでものぼれないか、途中休み休みならのぼれるが、人並みの速さで歩くこと息苦しくなるか、ゆっくりなら歩ける程度状態にあるもの。
3. 心臓の病変では、家庭内の極めて温和な活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこる程度状態にあるもの。

昭和49年5月1日 (No.202)

「わが子に残したい美しい大館」

1万本桜 今年5千本植樹

貯水池周辺に桜の名所を築こうと、昨春4月25日桜苗木2,000本の植樹でスタートを切った「1万本桜植樹」事業は、今年で2年目を迎えました。

1万本桜の今後の計画はさる4月28日、大館婦人会の協力で植樹した2,000本について、今秋には3,000本、そして、来春の3,000本の植樹で一万本桜の植樹事業を終える計画になっています。

●密蔵された
200本も植樹

昨年は約1,000人の市民の協力を得て植樹を行ないましたが、さる4月25日の植樹には、婦人会の全面的な協力により、この日で2,000本の八重桜など数種の桜を植えていただきました。

今度の植樹には、朝日新聞社が創刊95周年を記念して企画した「あなたの町に桜の名所を」に応募して、朝日新聞社から100本の八重桜の贈呈を受けた新町の嵯峨賢備氏が市に寄贈してくださった100本の桜、さらに、秋田魁新報社が創立100周年を記念して寄贈していただいた100本の桜も含まれ、その記



念行事にふさわしく、ていねいに岩幹の斜面に植えられました。

昨年植えた桜の一部も、チラホラ花びらをつけはじめているものの、花のついていない桜を見て、花盛りを想う想像力とやさしい思いやりで、桜を大切にしたいものです。

消費生活モニターを
委嘱

市では、物価調査及び市民の消費生活についての苦情、意見、要望等をとらえて、その効果的な解決をはかるため、市内各地に20人の消費生活モニターを配置し、その活動をすすめています。

消費生活のことで気のついたことがありましたら各地区のモニターか、市民相談室にご連絡下さい。

相談日は、毎週月・金・土となっていますので気軽にご相談下さい。

モニターの方々

氏名	住所
高橋 キヨ子	八幡沢34の5
飼沼 正子	裏町11
斎藤 恵子	御坂町5の13
戸田 みさ子	三の丸6
桑山 フサ子	寺町
桜庭 トヨ	釈迦内字台野道下
菅原 ミエ	釈迦内字板子石38の3
芳賀 ミチ	比内前田字前田
中嶋 礼子	川口字十三森
虹川 イソ	川口字上稲荷堂岱
佐々木 紀子	花岡町字根井下142
阿部 澄子	花岡町字白根山団地
佐藤 キク	柏田西87の2
田村 キミ	十二所字川端40の1
佐藤 けい	十二所字上町
石戸谷 チヨノ	檜崎字沢端54
本多 みち子	餌釣字屋敷53
石垣 ウメ	中山字中山67
山内 キヌ	下代野字家後4
菊地 福喜子	下代野字天下道下

山火事に
ご注意！

～山火事予防運動実施中～

雪消えとともに、山菜とりのシーズンに入ります。この時期になると山の幸を求めようと、いとも立ってもいられない人が増えてきましたが、毎年、入山者のタバコの不始末による山火事が多発しています。

入山者は、山の中では火を使用しないようにすることはいうまでもありませんが

山野、畑には火を入れない

子どもには絶対にマッチを持たせないなど、山火事防止にご協力ください

＜山で喫煙する場所は＞

イ、沢の入口に吸殻入りが取付けてあるところ。

ロ、沢水のあるところ。

に限って喫煙が許されています。もし、山火事を発見したら、つぎの個所にご連絡ください。

消防署……………119番

農林課……………2-1212

大館営林署……………2-4013

白沢営林署……………6-1616

扇田営林署……………01865

5-0444

春の防犯運動

4月21日から5月10日

春の行楽シーズンをむかえ、旅行、買物、農作業などで家をあける機会が多くなります。この時期に毎年あき果などの犯罪が多く発生します。

大館署では、防犯協会や少年保護育成団体と協力して「春の防犯運動」を行なっております。

市民の皆さんのご協力をお願いします

◆盗難の防止をしましょう。

お出かけには「手許に現金をおかない」「カギをかける」「となり近所へ一言」を励行しましょう。

◆暴力・迷惑行為を防止しましょう。

暴力行為、不良行為については「しない」「させない」「見のがさない」を合言葉でみんなで勇気をもって追放しましょう。

◆少年の非行を防止しましょう。

「まさか家の子に限って……」とならないように、親子の対談をしましょう

沈下の松峯

新しいふるさとづくりに躍動

47年4月17日、松峰部落と同和鉱業の間に集団移転の協定書に調印されてからちょうど2年を迎えた。

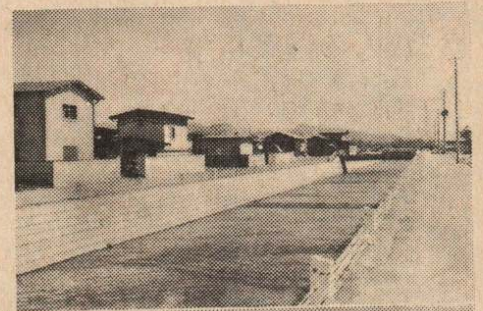
その後、移転先の仁王田（松峰部落から約500mの西側）では、新しいふるさとづくりの整地工事が急ピッチにすすめられた。一面の田んぼであった仁王田は、現在8ヘクタールにわたって整然と区画され、すべての道路は舗装も終え、すでに、50戸の真新しい、りっぱな家が軒を並べている。

移転家屋80戸のうち、50戸は新しいふるさとで不安のない生活を送っているが、あとの30戸は、8月までには移転を終えようと、その準備にあわだしい。

長く住みついた土地をはなれる心境は複雑かもしれない、しかし、松峰の人々は、良い環境の中で、新しいふるさとづくりをめざそうと、語らいを深めている

(写真)

新しい松峯の全ぼう(下)と部落の中心部を流れる花岡川(上)



保健婦の窓

農繁期と胃かいよう

昔から胃かいよう、ことに十二指腸かいようには、心配やあせりがいけないといわれていますが、農繁期にその発病が多くなります。

△こんな症状に注意しましょう

胃かいようでは、みぞおち、または左の肋骨の下部、十二指腸かいようでは右の肋骨の下部が痛むことが多くこの痛みは食事に関係があり、食後何分、または何時間とだいたい一定しています。忙しさに紛れて我慢していると胃の粘膜にできたかいようが悪くなり破れて穴があき、そこから突然大出血をおこし、一夜のうちに命を失うこともあります。

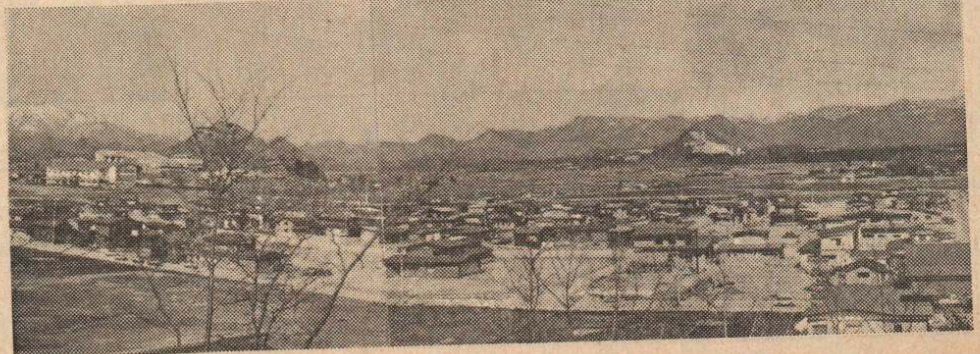
△こんな心掛けが大切です

① 仕事は休み、休みしましょう。長い時間四つんばいの前かがみの姿勢は、胃酸の分泌を増し、胃かいようの原因につながりますのでよくありません。

② 栄養価の高いものを食べ、胃に負担をかけないように、やわらかく調理すると消化がよくなり、胃かいようの予防にもなります。

忙しさに追われて煮たきする手間ははぶき、簡単な食事にならないようにしましょう。

③ 冷えも胃かいようの原因につながります。全身とくに下半身を冷やさない工夫が大切です。



一 国保の異動届を 忘れずに一

◎職場の健康保険に加入した方は
国保の被保険者が職場の健康保険に加入した場合は国保をやめなければなりませんから、国保と被保険者証と印鑑をもって、市役所へ届出てください。職場に勤務した方のほかに、その方に扶養されている方も加入しなければなりませんから、同時に申請してください。

◎他の市町村へ住所をうつした方は
国保は市町村独自で運営している保険ですので、市の国保には市民でなければ加入できませんから、他の市町村へ住所を移した方は転出届の際に国保資格を失った届出をしてください。

以上の届出は市民課、十二所出張所において受け付けております。届出が遅れると余分な税金を負担したり、医療費を返さなければならないこともありますので、できるだけ早く届出をしてください。

「巡回税務相談日」

仙台国税局では、昭和48年10月から巡回税務相談所を開設しています。国税のことならどんな相談にも応じますので、ぜひご利用ください。

記

と き・毎月25日
(当日が休業日の場合は翌日)
じかん・午前10時～午後4時
ところ・大館商工会議所会館
3階相談室

交通事故の相談日

日 程	場 所	時 間
5月14日	市民相談室	9時～15時
28日	市民相談室	9時～15時

3才児検診

と き・5月10日 (金)
じかん・午後1時～2時
ところ・大館保健所二階
対象者・4月1日～4月30日まで
の間に満3才になった幼児
ハガキで通知を受けた幼児
※検診料は無料です。必ず母子健康
手帳を持参ください。

赤ちゃんの健康相談

と き ①5月7日 (火)
(旧市内で長木川以南の方)
②5月14日 (火)
(旧市内で長木川以北の方)
③5月21日 (火)
(新市内の方)
ところ 大館保健所二階
じかん 3才児 午後1時～2時
(49年2月生まれの方)
5才児 午前9時～10時
(48年12月生まれの方)
※相談料は無料です。個人あての通知は
していません。母子健康手帳を必ず
持参ください。

出稼ぎ者の皆さんへ

就労前健康診断 の実施を

出稼ぎ前に就労するに際して、体力に応じた業務に就労させると共に就労中における疾病の防止と安全就労を図るため無料で実施しておりますから受診してください。

出稼ぎ互助会へ加入を、市民相談室内において互助会の加入事務を行なっていますので出稼(出発前)に、出稼労働者手帳の交付を受けると共に互助会へ加入してから就労するようにしてください。
＜出稼互助会加入の利点＞

①見舞金の交付	
火災の場合 (留守宅)	5万円
死亡の場合	30万円
事故の場合 1ヶ月以上	3～5万円
病気の場合 1ヶ月以上	3～5万円

②就労先への郷土通信(無料)
1ヶ所5名以上就労の場合
③不払い賃金一部立替
④就労先への巡回
⑤その他の相談

※なお、出稼ぎ互助会加入する方は、加入金200円必要とします。
くわしいことは、市役所市民相談室に、お尋ねください。

5月の健康相談日

(日 程)	(場 所)
5月4日	真中公民館
4日	花矢公民館
8日	釈迦内公民館
10日	市役所当直室
15日	矢立診療所
16日	十二所公民館
20日	下川沿公民館
22日	二井田公民館
25日	上川沿公民館
25日	長木公民館

(時間) 午前10時から午後3時まで

印紙税法の大幅改正

昭和49年5月1日から作成する契約書、受取書、通帳等、課税文書の印紙税が全面改正になりました。

＜主な改正点＞

◎受取書の印紙税は、今まで一通につき20円でしたが、今回の改正で50万円を超える売上代金の受取書については、その受取金額に応じて印紙税がかかることとなりました。

なお、営業に關しないものは従来と同じように印紙税はかかりません。
また、受取書の免税点は今まで1万未満となっていました、今回の改正で3万円未満に上りました。

◎土地売買契約書、請負契約書、手形など、高額な契約金額などのものについて印紙税額が上がりしました。

◎また他の文書の最低税額が20円だったのも50円になりました。
くわしいことは、大館税務署におたずねください。

投票区の新設のお知らせ

投票区の新設および投票区の所属町内の一部をつぎのとおり変更しました。

◆南ガ丘投票区を新設

所属町内は、南ガ丘、たつみ団地、雇用促進住宅の3町内
投票所に大館南高校を予定

◆中道1丁目を変更

中道1丁目町内を有浦投票区から御成投票区へ変更
御成投票所に大館前二会議所を予定

◆花岡の3町内を変更

花岡町桜町1～4区、神山社宅、緑園の各町内は、前は第3投票区でありましたが今後は花矢第2投票区へ変更
第2投票所は、従前の花岡保育園

◆花矢第3投票所

花矢第3投票区の投票所に、大館工業高校を予定
※上記の新設および変更は、今回の参議院議員通常選挙から実施します。

青少年ホームの

使用時間変わる

青少年ホームの開館時間が、4月から変わっています。

＜4月1日～11月30日＞

月曜日から金曜日まで
13時～21時まで
土曜日は9時～17時まで

＜12月1日～3月31日＞

月曜日から金曜日まで
12時～20時
土曜日は9時～17時まで
＜休館日＞
日曜、国民の祝日、1月2日、1月3日、12月28日～31日まで

◎利用制限

青少年ホームを利用できる人は、市に住所を有すること、市内の職場に働いている満25才未満の方々です。

◎年間行事

青少年ホーム主催の年間行事が決まりました。

5月・春季卓球大会
6月・サークル代表協議会
7月・勤労青少年の日記念行事
8月・サークル代表協議会
他市ホーム相互交流会
9月・バレーボール大会
青少年バス旅行
10月・サークル代表協議会
秋季卓球大会
ソフトボール大会
11月・ホーム祭
12月・サークル代表協議会
クリスマスパーティー
1月・スキーレク
2月・サークル代表協議会
スキーレク

市民の意見

＜福祉事務所扱い＞

佐藤芳治氏(軍恩連盟大館支部長)
社協運営費として 50,000円
吉田捨松氏(市内宇東台335～6)
老人ホームへ 10,000円
高橋秀雄氏(日数家具互助会)
老人ホームへ 10,000円
阿部誠一氏(市内宇部垂町34～5)
児童福祉施設へ 50,000円
田村優子さん(市内御成町1丁目11の27)
有浦小学校
からだの不自由な方へ 1,000円
＜老人ホーム扱い＞
佐藤佐一夫妻(大滝駐在所)

生花
田村リツ子さん(大滝厄年親睦会有志)
みかん 2箱
美容奉仕
大館美容組合
伊藤利一氏(誕生祝菓子3人分)
「おわび」
先月の市民の善意でご氏名の誤りがありましたので訂正しておわびします。
記
木村富之氏は木村富三氏
斎藤芳二氏は佐藤芳二氏
にそれぞれ訂正します。

公民館の窓

＜老壮大学＞

第1回学習会
と き・5月15日(水) 午後1時
ところ・正礼7階スカイサロン
課 題・「趣味と人生」
講 師・米沢潤次郎氏
＜春の家庭園芸教室＞
第2回菊づくり学習会
と き・5月19日(日) 午前10時
ところ・中央公民館
課 題・挿芽の方法(実習)
＜ラジオ体操開始大会のお知らせ＞
と き・5月5日(日) 午前7時より
ところ・桂城小学校グラウンド
対 象・桂城、有浦、城南、城西地区の
少年。

※ 雨天の場合は中止します。

＜募 集＞

○ママさん健康教室(午前10時～12時)
○男子健康教室(午後6時～8時)
期日 5月13・21・31日
○青年学級生
市内に住所又は職場を有する勤労青年
(15～29才)

中小企業の みなさんへ

市内中小企業者の福祉融資(⑧融資)を昭和49年4月1日から次のように改めましたので、ご利用ください。
貸付限度額 300万円
(旧200万円)
貸付利率 8.2%(旧7.7%)
保証料 1.08%(旧1.12%)

社会保険相談日

と き・5月20日
ところ・市民相談室
じかん・9時～15時

予 防 接 種

問診票は必ず接種前に自宅で記入のうえ受付へ提出してください。

問診票は市役所厚生課、支所および各出張所にあります。間隔をずらさないで接種を受けてください。

会場 地区 種別		十二所公民館	市民体育館										・生後3カ月から18カ月までの出生者に投与します。 ・これは2回投与を受けると完了です。
			花矢公民館										
			花岡	矢立	上川沿	下川沿	二井田	真中	釈迦内	長木	田町以北	大町以南	
小児マヒ 生ワク	接種	5月14日	5月15日	5月15日	5月28日	5月28日	5月28日	5月28日	5月28日	5月28日	5月29日	5月30日	